

## 関税局に対する義務遂行の徹底を目的とする倉庫証券に関する規定

関税局は2003年12月12日付「税関行政規定（Customs Administrative Order-CAO）第12-2003号」を公表した。この規定は、倉庫証券、および入庫申告に対する義務遂行の迅速な相殺、の両者を活用することにより、輸入業者および保証会社の義務遂行の徹底をめざした下述の制度の普及をその目的とする。

CAO第12-2003号の対象となる倉庫証券とは、関税局認定保証会社によって発行されるもので、これにより、輸入者が、通関の際に税金や関税を払うことなしに輸入した商品または原材料から製造した物品は必ず再輸出する、という約束をするものである。輸入者が所定の期間内に再輸出を怠った場合には、不履行の度合いに応じた関税が徴収される。

輸入者が再輸出を行うにあたっては、輸入者は直ちにその入庫申告を相殺しなければならない。CAO第12-2003号に準じ、輸入者は輸出日から30日以内に、関税局の担当部門に「相殺証書(Statement of Liquidation)」を提出することにより、入庫申告を相殺する必要がある。入庫申告の対象物品または完成品の輸出の事実が検証された後、輸出の程度に応じて入庫申告が相殺される。一部相殺の場合、すなわち再輸出が入庫申告の対象となる物品全体に及ばない場合、関税局は輸入者から入庫申告の未相殺の部分に応分の関税を徴収することができる。

再輸出の物品全体が入庫申告の対象となっている場合でも、輸出が所定の期間内に行われなかった場合には、対応する関税の全額を支払わなければならない。またその場合には、輸入者は、CAO第12-2003号に述べられているように、課徴金または関税全額を支払う義務を負う。